

<日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）>



対象者（次のいずれにも該当する方）

①判断能力が不十分な方

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方

②本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

福祉サービス利用援助契約書（抄）

（契約の目的）

第1条 千葉県社会福祉協議会は、利用者に対して、福祉サービスの利用を援助します。そして、利用者が、できるだけ自立して地域で生活が出来るようにします。

（援助の対象）

第2条 千葉県社会福祉協議会は、利用者についての次の手続きを援助します。

- (1) 福祉サービス(この契約では、福祉用具を貸すこともふくみます)を利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- (2) 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- (3) 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- (4) 日常生活に必要な事務に関する手続き
- (5) 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- (6) 医療費を支払う手続き
- (7) 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- (8) 日用品等の代金を支払う手続き

(9) 以上の支払いにともなう預(貯)金の払い戻し、預(貯)金の解約、預(貯)金の預け入れの手続き

(10) 施設や病院が行っている金銭管理に対する見守り

（援助の方法）

第3条 千葉県社会福祉協議会は、次の方法で、第2条第1項の手続きを援助します。

- (1) 相談と助言、情報提供
- (2) 市区などとの連絡調整
- (3) 手続きの代行

2 千葉県社会福祉協議会は、できるだけ利用者みずからが、福祉サービスの利用手続きなどをおこなえるように援助します。

3 千葉県社会福祉協議会は、援助をおこなうにあたっては、あらかじめ利用者の意思をたしかめます。

4 利用者の意思をたしかめることができない場合は、利用者の生活にふさわしい方法で援助します。ただし、この場合には、第11条でさだめるように、契約締結審査会の承認を得た上で、この契約を解約することがあります。

